

郡山市教育委員会教材作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市立小中学校における教育活動を充実させるため、教材作成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 委員会は、次の事項について調査・研究し、必要な教材及び資料を作成する。

- (1) 教材及び機器の利用に関すること。
- (2) 教材の作成に関すること。
- (3) その他、情報教育に関すること。

(定数)

第3条 教材作成委員の定数は20名以内とする。

(委員の任免)

第4条 教材作成委員は、郡山市立小中学校及び義務教育学校の教員から郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- 2 教材作成委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 教材作成委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 定例会 毎月1回
 - (2) 臨時会 特に必要のある場合

(庶務)

第6条 委員会の庶務は学校教育部教育研修センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則 この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則 この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附則 この要綱は平成23年5月1日より施行する。

附則 この要綱は平成30年4月1日より施行する。